

鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住し、紙おむつ等を使用している者に対し、紙おむつ等又はその購入費の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上並びに経済的負担の軽減を図る紙おむつ等助成事業（以下「事業」という。）を実施するについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 紙おむつ等 紙おむつ、布おむつ、フラットタイプ及び尿とりパッドをいう。
- (2) 購入費等 紙おむつ等の購入又は賃借に要した費用をいう。

(助成)

第3条 在宅により紙おむつ等を使用している者に対しては、紙おむつ等を支給するものとし、病院又は診療所に入院して紙おむつ等を使用している者に対しては、購入費等の全部又は一部を助成する。

(対象者)

第4条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、次に掲げる要件を満たす65歳以上の者であって、現に紙おむつ等を使用している者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第26項に規定する施設サービスを同条第25項に規定する介護保険施設で利用している者についてはこの限りではない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市住民票に記録されている者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者であること。

(現物支給品目等)

第5条 第3条の規定により支給する紙おむつ等は、次のとおりとし、支給枚数は、別に定めるものとする。

- (1) パンツタイプ（はくパンツ）
- (2) 介護用パンツタイプ（テープ止め式）
- (3) フラットタイプ（おむつカバー併用タイプ）
- (4) 尿とりパッド（おむつの補助パッド）

2 紙おむつ等の支給は、第7条の規定による申請のあった日の属する月以降の分について行うものとする。

(購入費助成の助成金の額等)

第6条 第3条の規定により助成する助成金の額は、対象者が使用する紙おむつ等に係る各月

分の購入費に相当する額とし、月額4,000円を限度とする。

2 購入費等の助成は、次条の規定による申請のあった日の属する月以降の購入費について行うものとする。

(資格認定申請)

第7条 対象者又はその介護を行う者は、次条の規定による助成の受給資格認定を受けようとするときは、紙おむつ等助成事業助成受給資格認定申請書(様式第1)に同意書(様式第1の2)その他の必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、対象者が在宅の場合にあっては当該申請書に民生委員又は地域包括支援センター職員の状況確認を受けるものとする。

ただし、前年度に認定を受けていた者は申請を不要とする。

(認定の可否)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、助成の受給資格認定の可否を決定し、紙おむつ等助成受給資格認定通知書(様式第2)又は紙おむつ等助成受給資格不認定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(紙おむつの支給の方法)

第9条 前条の規定により紙おむつ等の支給の受給資格認定の決定を受けた者は、紙おむつ等の支給を受けようとするときは、市長が指定する者から支給を受けるものとする。

(購入費助成の方法)

第10条 第8条の規定により購入費助成の受給資格認定を受けた者は、紙おむつ等購入費助成金支給申請書(様式第4)に別表の左欄に掲げる期間に係る購入費の領収書その他支払いを証明する書類を添付してそれぞれ同表の右欄に掲げる支給申請の受付期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は別表の右欄に掲げる支給申請の受付期間の終了後に助成金の支給申請を行うことができる。ただし、購入した日の属する月の翌月の初日から1年を経過した場合は、この限りではない。

(助成金の支給決定)

第11条 市長は、前条の規定による助成金の支給申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、紙おむつ等購入費助成金支給決定(却下)通知書(様式第5)により当該支給対象者に通知し、速やかに助成金を支給するものとする。

(届出)

第12条 第8条の規定により助成受給資格認定の決定を受けた対象者又はその介護を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、紙おむつ等助成受給資格認定変更・辞退届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

- (3) 現物支給の受給資格認定の決定を受けたものが入院したとき。
- (4) 購入費助成の受給資格認定の決定を受けたものが在宅になったとき。
- (5) 介護保険の対象施設に入所したとき。
- (6) 生活保護の受給が決定したとき。
- (7) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定の内容が変更になったとき。
- (8) 紙おむつ等を必要としなくなったとき。
- (9) 市民税課税世帯に属する者になったとき。
- (10) 連絡先、文書送付先が変更となったとき。

(譲渡等の禁止)

第13条 紙おむつ等の支給の受給資格認定を受けたものは、支給された紙おむつ等を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町の区域であった区域に住所を有している者に係る紙おむつ等の支給については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ吉田町紙おむつ支給事業実施要綱（平成3年吉田町要綱第5号）、桜島町家族介護用品支給事業実施要綱（平成14年桜島町告示第26号）、喜入町紙オムツ給付事業実施要綱（平成15年喜入町告示第6号）、松元町家族介護用品支給事業実施要綱（平成14年松元町告示第14号）及び郡山町家族介護用品支給事業実施要綱（平成12年郡山町要綱第7号）の例による。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第10条関係）

購入又は賃借の期間	支給申請の受付期間
1月1日から3月31日	4月1日から4月30日まで
4月1日から6月30日	7月1日から7月31日まで
7月1日から9月30日	10月1日から10月31日まで
10月1日から12月31日	翌年の1月4日から1月31日まで

備考 受付期間の初日又は末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、受付期間の初日又は末日後において、当該日に最も近い日で、日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を当該受付期間の初日又は末日とする。